

報 告 第 3 号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

専 決 第 3 号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年4月10日専決

摂津市長 嶋 野 浩一朗

- | | |
|---------------|--|
| 1 事 故 名 | 3歳6か月児健康診査における事案 |
| 2 事 故 発 生 状 況 | 令和6年3月19日（火）午後3時頃、摂津市立保健センターで本市が実施する3歳6か月児健康診査において、受診した幼児に係る医師の所見が当該幼児の保護者に精神的苦痛を与えたもの |
| 3 損害賠償の相手方 | 摂津市在住の者（保護者） |
| 4 損 害 賠 償 の 額 | 200,000円 |
| 5 過 失 割 合 | 本市 100% 相手方 0% |